

③ 適用時期

平成 23 年 9 月 1 日以降に製作される自動車に適用

(2) 「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」の採用に伴う改正

大型後部反射器は、夜間の追突事故防止等を目的とし、大型貨物自動車等に義務づけているとことであるが、協定規則第 70 号との基準の整合を図り、性能要件及び取付要件についての見直しを行う。

① 適用対象自動車

- 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 7 トンを超えるもの（現行と同じ）

② 基準の概要

形状、寸法規格、反射特性、耐熱性等に関する基準の見直しを行う。

- 取付個数を「4 個以下」から「1 個、2 個又は 4 個」に変更
- 赤色の「蛍光部」を「蛍光部又は反射部」に変更
- 反射器の種類をトレーラ用に「額縁タイプ」、トラック用に「縞型タイプ」に限定
- 大型化
一辺が 130mm 以上の長方形
反射部の面積：800cm² 以上、蛍光部の面積：400cm² 以上
↓
長さ（2 個又は 4 個の場合は合計）：1, 130mm～2, 300mm
トラック用 幅：140±10mm、縞幅 100±2.5mm
トレーラー用 幅：200+30/-5mm、縁取 40±1mm
- 取付要件の変更（高さは上端が 1.5m 以下 → 下端が地上 0.25m 以上、上端が地上 1.5m 以下（ただし、自動車の構造上、取り付けが困難な場合にあっては、2.1m 以下））
- 反射特性の向上（再帰反射係数：122cd/m²/lx → 300cd/m²/lx（現行の約 2.5 倍））
- 幾何学的視認性の規定の追加（水平角：内側及び外側に 30°、垂直角：水平面から上下 15°。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。）